

「農業支援外国人適正受入サポート事業」情報 No9

悪天候で予定作業ができないときは休業（無給）としてよいか

悪天候で、今日は予定していた作業ができそうもないという場合、その日を急遽休日（無給）扱いとすることはできません。例えば、単に雨天だからという理由で当日を休業とするのであれば、原則として休業手当（平均賃金の60%以上）が必要となると考えるべきでしょう。したがって、これを避けるためには次のような方法が考えられます。

- イ 最近の天気予報はかなり正確なので、たとえば明日（所定労働日）高確率で大雨が降り農作業が不可能と考えられる場合には、あらかじめ「明日は休日とし、○曜日（所定休日）を労働日に振り替える」というように振替休日を利用する。
- ロ 天候が悪く予定していた作業ができないときのために、代替作業を常時用意しておく。
- ハ 「1年単位の変形労働時間制」を準用し、あらかじめ農繁期は休日を少なくし（悪天候の日を見込むということ）反対に農閑期は休日を多くする年間スケジュールを組む。たとえば農繁期に朝から天候が悪く農作業が不可のため結果的に休業となっても労働をしたものとして扱う。（賃金の減額をしない。）

休日の振替措置に必要な要件

1. 就業規則等で休日の振替措置をとる旨を定める

休日振替は、派遣元である特定機関等の就業規則や労働契約等において休日振替規定が定められていることが要件となります。

2. 振り替える日を特定する

休日の振替は、「来週の日曜日と月曜日を振り替える」というように、振り替える日を具体的に指定しておかなければなりません。あらかじめ所定休日を労働日とし、その代わり所定労働日を休日としておかなければ「休日の振替」にはなりません。

3. 振替日は4週間以内の日とする

振り替えるべき日については、振り替えられた日以降できる限り近接していることが望ましいのですが、週を越えて振り替える場合の振替日は、振替日を含む週から4週間以内の日としなければならないとされています。

4. 前日までに特定し周知する

休日の振替は、あらかじめ所定休日を労働日とし、その代わり所定労働日を休日として労働者に周知・認識されていなければなりません。この「あらかじめ」とは、「前日以前」とされているので、少なくとも前日の勤務時間終了時までには周知させるべきものとされています。

2019年3月発行

〔発行所：一般社団法人全国農業会議所／執筆：特定社会保険労務士 入来院 重宏〕